

## 1号認定子どもの保育料の軽減について

## 1. 改正目的

低所得世帯の経済的負担の軽減のため、教育を受ける子ども（1号認定子ども）に係る保育料を減額する。

## 2. 改正事項

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例第3条第1項別表1

国階層	教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (幼稚園・認定こども園を利用)		改正前保育料(月額/円)			改正後保育料(月額/円)			
	市階層	定義	1人目	2人目	3人目 以降	1人目	2人目	3人目 以降	
第3階層	D-1	市町村 民税が 右の 区分に 該当する世帯	所得割 12,000円未満の世帯	9,400	4,700	0	6,700	3,350	0
	D-2		12,000円以上30,000円未満	10,000	5,000	0	7,200	3,600	0
	D-3		30,000円以上48,600円未満	10,400	5,200	0	7,400	3,700	0
	D-4		48,600円以上52,000円未満	11,600	5,800	0	8,300	4,150	0
	D-5		52,000円以上56,000円未満	12,800	6,400	0	9,200	4,600	0
	D-6		56,000円以上77,101円未満	14,100	7,050	0	10,100	5,050	0

## 3. 施行日

平成30年（2018年）4月1日

## 4. 関連法令

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第3号